

公益社団法人大分県社会福祉士会 連携協力協定書等に関する規則

(目的)

第1条

この規則は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第3条4条の規定に基づきその目的を達成するために締結する連携協力協定書等における基本的な事項を定める。

(連携事項)

第2条

前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について具体的な内容を協議し連携する。

- (1) ソーシャルワーカーの質の向上等に関すること。
- (2) 災害対策等に関すること。
- (3) 教育や育成指導の推進等に関すること。
- (4) その他、社会福祉の推進に関すること。

(定期協議)

第3条

前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に団体間において協議を行うことができる。

(守秘義務)

第4条

連携協力協定書等に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者及び団体等の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、事前に当事者の同意と団体間の承諾を得た場合は、情報を提供することができるものとする。

(見直し)

第5条

いずれかが、内容の変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新並びに終了)

第6条

本協定の有効期間及び更新並びに終了については、連携協力協定書等を締結した際に付記することができる。

(改廃)

第7条

この協定書を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規定は、2023年4月1日から施行する。